

平成 22 年 9 月 28 日  
受信環境クリーン中央協議会

## 平成 22 年度「受信環境クリーン月間」の実施

受信環境クリーン中央協議会（会長：岡井 <sup>おかい</sup> 元 <sup>はじめ</sup> 財団法人電気通信振興会理事長）では、10月1日から10月31日までの間を「受信環境クリーン月間」と定め、各地方受信環境クリーン協議会（会長：一般放送事業者社長等）と協力して、テレビ・ラジオをより良好に視聴できるようにするため、全国各地で放送電波受信障害防止に向けた活動を集中的に展開することとしています。この活動は、昭和30（1955）年以來、毎年実施しているものです。

本月間中は、建造物障害対策・家庭用テレビ受信ブースター（増幅器）障害対策・電気雑音障害対策・無線局障害対策を柱に、関係団体等の協力を得て、セミナー・講習会の開催、相談所の開設及び地方公共団体や建築主への働きかけ等を実施するとともに、日本放送協会、一般放送事業者各社の協力のもとに広報番組を放送するほか、専門紙等への記事掲載、ポスターの掲示、リーフレットの配布等幅広い周知・広報活動を行うこととしています。

なお、「平成22年度受信環境クリーン月間実施要綱」は、別添1のとおりです。

また、本月間活動の一環として、広く放送電波受信障害防止に関する知識の普及を図るため、総務省・文部科学省・日本放送協会及び社団法人日本民間放送連盟の後援のもとに、全国の中学生を対象とした「第43回受信環境クリーン図案コンクール」を受信環境クリーン中央協議会及び各地方受信環境クリーン協議会の共催により実施し、未来を担う青少年への理解促進にも取り組んでいるところです。

なお、本年度コンクールの入賞作品は、別添2のとおりです。

（連絡先）受信環境クリーン中央協議会事務局

03-3940-3981

（財団法人電気通信振興会内）

## 平成22年度「受信環境クリーン月間」実施要綱

### 1 目的

建造物、無線局、電気雑音、ブースター等に起因する放送等無線通信の電波障害の防止対策を推進し、かつ、電波障害の防止に関する知識の普及徹底を図ることを目的とする。

### 2 名称

「受信環境クリーン月間」とする。

### 3 実施期間

平成22年10月1日から同年10月31日まで

### 4 主催団体

中央、地方の各受信環境クリーン協議会

### 5 実施要領

#### (1) 各種障害対策

##### ① 建造物障害対策

各地方の実情に応じて、地方公共団体とも緊密な連絡をとりつつ、改善策について関係者に働きかけるよう努め、特に、建築主等に対しては、設計・建築着工前の段階から放送受信障害の未然防止と円滑な対策促進を働きかける。

また、地方公共団体に対し条例・指導要綱の制定やその内容の充実（事前予測調査規程、紛争調停規程等）について働きかける。

##### ② ブースター障害対策

電気工事業者、電器店、量販店等に対して知識の普及を図るとともに、障害の対策については、町内会等コミュニティの協力を得る等、効果的に実施する。

##### ③ 電気雑音障害対策

実態把握に努めるとともに、関係機関の協力の下、これら電気雑音による電波障害の解消を図る。

##### ④ 無線局障害対策

関係機関・団体に対し対策の強化を要請するとともに、これらと協力して、無線局による電波障害の解消を図る。

⑤ その他の原因による障害対策

各地方の実情に応じて効果的な対策を行う。

なお、対策の実施に際しては、対策が円滑に行われるよう関係団体のほか広く一般の協力を要請するものとする。

(2) 周知・広報

① 放送

日本放送協会、民間放送会社及びケーブルテレビ会社に対し、放送電波受信障害防止に関する番組等の放送を依頼する。

② 新聞等

一般紙、専門紙、加盟団体機関紙、地方公共団体広報紙等に本月間の趣旨、電波障害等に関する記事材料を提供して掲載を依頼する。

③ ポスター

本月間の趣旨、実施期間、協議会名等を記載したポスターを作成し、効果的に掲示するよう努める。

なお、中央協議会においてもポスターを作成し、各地方協議会に送付する。

④ リーフレット類

電波障害防止の必要性、防止措置の方法等を記載したリーフレット類を作成し、効果的な方法で配布するよう努める。

なお、中央協議会においてもリーフレットを作成し、各地方協議会に送付する。

⑤ 横断幕等

運動の実施を広く周知するため、横断幕・懸垂幕等を効果的な場所に掲示する。

⑥ ビデオ

電波障害の実態と対策方法の理解を促進するために、電波障害防止に関するビデオを各種イベント等に活用する。

⑦ その他

このほか、地方の実情に応じた周知・広報を行うよう努める。

6 実施のとりまとめ

各地方協議会ごとに月間の実施結果についてとりまとめ、別添様式により11月末日までに中央協議会あて報告する。

## 第 4 3 回受信環境クリーン図案コンクール入賞作品

本年度は、309校、3,211点の応募がありました。

受信環境クリーン中央協議会では、この中から厳正な審査によって総務大臣賞、文部科学大臣賞、日本放送協会会長賞及び日本民間放送連盟会長賞各1点並びに中央協議会会長賞及び中央協議会奨励賞各3点の入賞作品を決定しました。

### 記

(敬称略)

|             |                          |    |                    |
|-------------|--------------------------|----|--------------------|
| 総務大臣賞       | 兵庫県加古川市立神吉中学校            | 2年 | こみね 眞由美<br>小嶺 真由美  |
| 文部科学大臣賞     | 愛知県一宮市立中部中学校             | 3年 | まつした ひろこ<br>松下 紘子  |
| 日本放送協会会長賞   | 山梨県甲斐市立双葉中学校             | 3年 | いしかわ<br>石川 ありさ     |
| 日本民間放送連盟会長賞 | 愛知県一宮市立北方中学校             | 3年 | かとう<br>加藤 まなみ      |
| 中央協議会会長賞    | 山形県米沢市立第七中学校             | 3年 | わたなべ まゆ<br>渡部 真由   |
| //          | 群馬県大泉町立北中学校              | 2年 | あまがや まいこ<br>天谷 昌以子 |
| //          | 愛媛県学校法人松山東雲学園松山東雲<br>中学校 | 2年 | あいざわ<br>相澤 このみ     |
| 中央協議会奨励賞    | 兵庫県加古川市立神吉中学校            | 3年 | くさ が りな<br>久佐賀 里奈  |
| //          | 熊本県学校法人尚綱学園尚綱中学校         | 3年 | すぎもと ちゆり<br>杉本 知由理 |
| //          | 熊本県熊本大学教育学部附属中学校         | 3年 | むらかみ ゆきてる<br>村上 幸輝 |

## 「受信環境クリーン協議会」の概要

電氣的雑音による放送受信への妨害に対する取組みは、戦前から行われていましたが、戦後、ラジオ放送と家庭電化製品の急速な普及に伴い、本格的な電氣雑音防止対策への要望が各方面から高まり、昭和25(1950)年から26(1951)年にかけて、各地方で自然発生的に地方協議会が次々に誕生し、その中央機関として昭和29(1954)年に「受信障害対策中央協議会」が設立されました。

その後、無線局や建造物によるテレビ・ラジオ放送電波の受信障害に対しても取組みを展開し、名称変更を経て、今日に至っています。

### 1 目的

電氣的原因などによる放送など無線通信の受信障害(「電波障害」と呼んでいます。)の防止を図り、もって電波利用面における公共の福祉を増進することを目的としています。

### 2 組織

任意団体として、中央協議会(会長:財団法人電氣通信振興会理事長 岡井 元)、全国11ブロックごとに地方協議会(会長:民間放送事業者社長など)が設立されています。

また、地方協議会の内部組織として39府県に府県連絡会が置かれているほか、地区連絡会が置かれているところもあります。

各協議会は、関係官公庁、地方公共団体、放送事業者、関連業界団体・企業などから構成されており、各団体から推薦された委員をもって運営されています。

### 3 主な事業活動

#### (1) 放送電波受信障害の相談受付

広く国民視聴者等からの放送電波受信障害に関する様々なご相談に応じています。

#### (2) 周知広報活動

放送電波受信障害防止に係る知識の普及と理解促進のため、ポスター、放送及びホームページ(<http://www.clean-kyou.com>)などによる周知広報活動を行うとともに、リーフレット、出版物などを発行・頒布しています。

#### (3) 「受信環境クリーン月間」の設定・実施

例年10月1日から31日までの1か月間、中央協議会、地方協議会、府県連絡会などが一体となって、放送電波受信障害防止キャンペーンを集中的に実施しています。

#### (4) 「受信環境クリーン図案コンクール」の実施

全国の中学生を対象に、放送電波受信障害防止等に関する図案を募集し、優秀作品は、キャンペーン用ポスター、放送などに使用しています。

#### (5) 条例、指導要綱などの制定の働きかけ

地方公共団体に対して、建造物による放送電波受信障害防止に関する条例、指導要綱などの制定・充実について働きかけを行っています。

#### (6) その他

セミナー・講習会・研修会の開催、放送電波受信障害防止に関する個人・団体功労者の表彰、調査・研究などを実施しています。

構成図（平成22年9月現在 順不同）

